

粗大ごみの出し方

粗大ごみとは ※収集まで数日お待ちいただきますので、早めにご連絡ください。

▽一般家庭（事業所からのものを除く）から排出される大型ごみ
受付日時 月々金曜日 午前8時30分～午後5時 ※4月1日から午前9時～午後5時

▽可燃性のもので目安として1辺の長さがおおむね50cm以上
※祝日、年末年始を除く ※処理手数料がかります。

直接持ち込み（予約不要）
青梅市リサイクルセンター（新町6-9-1）へ持ち込みできます。

持ち込みできる日時 月々金曜日、日曜日 午前9時～午後4時
※祝日、年末年始を除く ※搬入状況によりお待ちいただく場合があります。

▽市内の住所が確認できるものをお持ちください。
▽処理手数料は、その場でお支払いください。
粗大ごみ自宅回収（予約制）
粗大ごみ専用受付電話 ☎23-5805へお申し込みください。

※電話番号を間違えないようにご注意ください。
▽収集当日は、収集車両に積めるように道路際まで品物の目立つ位置に貼り付けてください。（左図参照）



品物の目立つ位置に貼り付けてください。

青梅市資源回収事業協力業者の登録受付

市では、市内の各種団体の資源回収で集められた古紙、カン、ビン類などの資源物を回収する資源回収業者に対し、品目により事業協力助成金を交付しています。令和2年4月から1年間、資源回収にご協力いただける回収業者を募集します。

登録資格 市内に事業所または営業所がある資源回収業者

登録受付期間 随時 ※4月から回収を行いたい業者は3月中旬に届け出をしてくだい。

登録方法 清掃リサイクル課（市役所5階）で配布する「青梅市資源回収事

で品物を出してください。収集時の立ち会いは不要です。

▽せん定枝は太さ10cm以下、長さ1m以下で、必ず束ねてください。枯れたもの、草、落ち葉、つるは収集できません。

▽65歳以上の方のみ・障害者のみ等で居住し、手伝う親族等がない世帯で、自分で粗大ごみを屋外へ運び出すことが困難な場合は、屋内から運び出して収集する制度がありますので、申し込み時にご相談ください。

▽生活保護、児童扶養手当特別児童扶養手当を受給している世帯は、処理手数料が免除になります。直接持ち込みの場合は、受付時に証書を提示してください。自宅回収の場合は、申し込み時にお申し出ください。

▽建築資材、タイヤ、コンクリート、テレビ等、収集できないものがあります。問い合わせ 清掃リサイクル課収集指導係

浄化槽清掃費の一部を補助します

市では、住民登録のある一般家庭および店舗・事務所などの併用住宅（※）で、市が許可した清掃業者が清掃した浄化槽に限り、次のすべてに該当するものについて、年度1回、清掃費の一部を補助しています。

- ① 併用住宅について、浄化槽容量3m³まで
- ② 浄化槽法に基づき都への浄化槽設置届を出し、確認されている浄化槽
- ③ 公共下水道併用開始区域外または併用開始されたから1年以内の区域内の浄化槽
- ④ 個人管理の浄化槽

申請方法 清掃作業実施日から原則として1か月以内（令和元年度実施分は2年4月30日まで）に、領収書、通帳等振り込み口座が分かるもの、認め印（朱肉を使うもの）をお持ちのうえ、清掃リサイクル課へ

※引越しや管理者の死亡などで名義変更の届け出をしていない方は、認め印（朱肉を使うもの）をお持ちのうえ、清掃リサイクル課へ届け出てください。

資源再利用実施団体奨励報償金の交付

令和元年度中に実施した資源回収の請求書を提出していない団体は、早めに提出してください。最終提出期限以降に請求です。元年度中に実施した

希望する方へ配布します 音声版・点字版青梅市ごみ収集カレンダー

青梅市ごみ収集カレンダー（令和2年4月～3年3月）の音声版（デジタイズ方式）・点字版が、ボランティア

槽法により、清掃の他にも年1回の法定検査と定期的な保守点検が義務付けられています。水質の汚濁を防止し、きれいな河川の環境を守りましょう。

※引越しや管理者の死亡などで名義変更の届け出をしていない方は、認め印（朱肉を使うもの）をお持ちのうえ、清掃リサイクル課へ届け出てください。

お問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

お問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

なお、今回からごみの出し方などについても掲載されていますので、ご活用ください。

お問い合わせ 清掃リサイクル課清掃係

消費者相談室303

全国の消費生活センター等には、成人を迎えたばかりの方から、サイドビジネス、マルチ取引、エステなど、高額な契約をさせられ、トラブルとなった相談が多数寄せられています。

▽街なかで声を掛けられ、タレント事務所所属契約をした。冷静になって考え、翌日解約を申し出たら違約金を請求された。

▽20歳になったら契約で投資用教材の説明を受けた。代金が支払えないと言ったら消費者金融で借りればよいと強く言われて契約した。投資はもうかからず、返済が困難なため、解約して返金してほしい。

▽モニターネットでエステのモニター募集を見つけ、内容を聞こうと店に向いたところ、店員から20万円のコースを勧められ、断

た、簡単にもうかるというところもありえませんが、甘い言葉で契約するのはいやめましょう。特に、借金をしてまで安易に契約しないでください。業者とトラブルになったら、消費者相談室へご相談ください。一人で抱え込まず、早めの相談が肝心です。

※国民生活センター報道発表資料をもとに作成
消費者相談室 ☎22-6000（相談専用）
相談日時 月々金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
※第2・4火曜日は午後6時まで
※祝日、年末年始を除く
お問い合わせ 市民安全課 市民相談係 談ずる。

アポ電強盗が多発！ 電話でお金の話は絶対にしないで！

全国的にアポ電強盗が発生しています。万が一電話に

▽どんな相手からの電話でも、お金の話は絶対にしない。

▽お金の話をしてしまったら、すぐに電話を切って警察に連絡する。

▽不審な電話があった場合は、一人で判断をせず、警察、市役所、家族に相談してください。

自動通話録音機の貸与
市では、市内在住の65歳以上の方を対象に、自動通話録音機の貸与を行っています。数に限りがあるため、希望する場合は、電話で在庫を確認してください。

お問い合わせ 青梅警察署防犯係 ☎22-0110内線 2612、市民安全課 市民安全係

お問い合わせ 福祉総務課

お問い合わせ 福祉総務課

農家開設型農園利用者募集

～広い畑にチャレンジしてみませんか～
農園名 岩蔵大串農園（小曾木1-3288、3289）
農園主 大串通子氏
利用できる方 市内在住・在勤で園芸に熱意があり営利を目的としない方（団体）
利用期間 契約締結日～令和5年1月31日
区画数 3区画
費用 各年度12,000円
その他 1区画約100m²▷利用契約は農園主と利用者間で締結▷耕作権、借地権等の権利なし▷栽培は野菜、草花に限る▷応募者多数の場合は抽選
申し込み 3月27日（必着）までに往復ハガキに住所、氏名、電話番号を記入し、〒198-8701青梅市農林水産課農政係へ



プレミアム付商品券の使用期限は3月31日

プレミアム付商品券の使用期限は、3月31日です。

購入した商品券は、換金できません。期限を過ぎると使用できませんので、ご注意ください。